

保護者のみなさまへ

愛隣こども園長

6月からの開園および新型コロナウイルス感染症対策の継続について（お願い）

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内または市内におきまして感染拡大が沈静化し、今般、5月14日に滋賀県が国の緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受け、市の対策本部にて今後当面の方針がまとまり、市防災無線にて市長よりその概要を発表されたところです。

つきましては、保育園、幼稚園、認定こども園に関わる内容を踏まえ、下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、当園といたしましては、子どもたちの安全を第一に考え、引き続き感染症予防対策に最大限努めていきたいと思っておりますので、保護者のみなさまにおかれましても、予防対策に引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ご家庭での保育が可能な場合は、当面の間、家庭保育にご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 **保育園、幼稚園、認定こども園は、令和2年6月1日から感染防止対策を講じた上で再開します。令和2年5月31日までは、休園を継続します。**

なお、登園の際は、引き続き、毎日、朝・夜の健康観察（検温、咳、のどの痛み、鼻水、強いだるさ等）をしていただき健康観察票を提出いただくとともに、できるだけお子さまへのマスクの着用をお願いします。

- ・ 給食は提供します。衛生管理を徹底し、食事おやつ時の座席の間隔をできる限りあける等の対応をした上で実施します。
- ・ 登降園バスは運行予定表のとおり運行します。乗車時には間隔をあけていただき、車内の換気と消毒を徹底します。

2 お子さまに発熱や咳などの風邪の症状が見られるときには、自宅で休養させていただきますようお願いいたします。また、基礎疾患をお持ちのお子さまは、日々の健康状態を十分観察いただき、いつもと違う場合には登園を控えてくださるようお願いいたします。

3 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合などは、直接医療機関へ行かず、「帰国者・接触者相談センター」（077-528-3621）にご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症に対する一般的な相談は、「一般電話相談窓口」（077-528-3637）にご相談ください。

※保育の再開にあたり、どれくらいのお子さんが登園されるのか予想が付きません。**給食の食材発注等の都合もありますので、登園人数把握のため、同封の「登園確認票」を5月25日（月）までに提出してください。**わかる範囲でご記入ください。また、園まで来てくださるのが難しい方は電話やメールでのご連絡でも結構です。

電話：22 - 2339 mail: airin-h@mist.ocn.ne.jp

※土曜保育については、「土曜保育利用申込書」を提出してください。